

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 内閣府 子ども・子育て本部
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	婚姻転居費等を特定支出控除の対象に追加		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 所得税法上の特定支出控除の対象に次の①及び②を追加する。 ・ 特例措置の内容 相互に遠方に居住する男女であっても、仕事を続けながら結婚したいと望む者について、①婚姻に伴う同居のため、双方の勤務地に通勤可能な範囲内に転居する場合の転居費、②仕事の都合により婚姻後も同居できない場合の旅費を特定支出控除の対象に加える。 <p>（現行の特定支出控除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者が特定の支出をした場合において、その合計額が給与所得控除額の1/2を超える場合に、その超える金額をさらに給与所得控除後の給与所得の金額から控除することができる。 ・ 控除対象となる特定支出は、現行では以下の6つ。 <ul style="list-style-type: none"> ① 通勤費 ② 転任に伴う転居費 ③ 研修費 ④ 資格取得費 ⑤ 単身赴任者の帰省往復旅費 ⑥ 勤務必要経費（図書費等） 		
関係条文	所得税法第57条の2、地方税法313条第2項		
減収見込額	[初年度] ▲ 42 （ — ）	[平年度] ▲ 42 （ — ）	[改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>平成27年の合計特殊出生率は1.46であり、平成17年に1.26と過去最低を記録してから微増傾向にあるが、なお楽観できない状況にある。</p> <p>わが国では、未婚化・晩婚化の進行が、出生率が低下した主な要因と指摘されており、1980～90年の出生率低下の9割以上、1990～2000年の同6割以上、2000～2005年の同8割以上が初婚行動（婚姻するか否か、婚姻時期）の変化で説明されるとの指摘もある。</p> <p>また、結婚を希望する者の割合に比べ、実際の婚姻率は大きく乖離して低く、経済的理由で結婚を躊躇する者も多い。</p> <p>そこで、結婚に要する費用の一部について税制上の所要の措置を講ずることで、結婚に係る経済的不安や負担を緩和し、結婚の希望をかなえる環境を整備する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>我が国の少子化の状況は、社会経済の根幹を揺るがす危機的状況にあり、上記(1)のように結婚支援の必要性が認識される中、以下のような閣議決定においても結婚支援の充実が求められているところである。</p>		

<p>要望理由</p>	<p>「少子化社会対策大綱」(平成 27 年 3 月 20 日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標とする。 ・ 少子化の進行は、未婚化・晩婚化の進行や第 1 子出産年齢の上昇、長時間労働、子育て中の孤立感や負担感が大きいことなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、きめ細かい少子化対策を網羅的に推進することが重要である。 <p>妊娠・出産、子育て支援というこれまでの段階に加え、<u>それ以前の段階である結婚や教育への支援も含め、一人一人の各段階に応じた支援を切れ目なく行う。</u></p> <p>ニッポン一億総活躍プラン (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定・抜粋)</p> <p>3. 「希望出生率 1.8」に向けた取組の方向</p> <p>(4) 結婚支援の充実</p> <p><u>少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備する。このため、結婚の段階における支援を充実する。</u></p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定・抜粋)</p> <p>第 2 章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路の根本にある構造的な問題への対応</p> <p>(1) 結婚・出産の支援</p> <p><u>少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備するための支援を充実するとともに、結婚・出産を希望する若者世帯・子育て世帯が望む住生活の充実を図る。</u></p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策体系】 少子化対策 【政策目的】 結婚支援
	政策の達成目標	結婚希望実現指標 80% (2020 年) (少子化社会対策大綱 別添 2 施策に関する数値目標) (ニッポン一億総活躍プラン 指標)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	結婚希望実現指数 68% (2010 年)
有効性	要望の措置の適用見込み	①について 126,000 世帯 国土交通省「平成 25 年住生活総合調査」によると、「最近の世帯事情の変化」が「結婚した」という世帯のうち、 ・東京圏から、大阪圏・中京圏・その他圏域 (36,000 世帯) ・大阪圏・中京圏から、東京圏・その他圏域 (22,000 世帯) ・その他圏域から、東京圏・大阪圏・中京圏 (30,000 世帯) ・その他圏域間 (38,000 世帯) への居住地の移転をした世帯は 126,000 世帯。 これらの圏域間の転居 (居住地の移転) は、通常、通勤可能圏外への転居と考えられるため、同世帯数が、①の控除対象者数の参考となる。 ②について 204,000 組 ・平成 27 年の婚姻件数は 635,096 組 ・経済社会総合研究所「結婚の意思決定に関する意識調査」(平成 28 年)によれば、3 年前の時点で「交際していたが未婚だった人」のうち「現在も交際中であり、日常的に行き来できない範囲に住んでいる人」又は「現在は結婚しているが、3 年前は日常的に行き来できない範囲に住んでいた人」の割合 21.2% ・女性の生産年齢人口全体に対する給与所得者の割合 50.6% $635,096 \text{ 組} \times 21.2\% \times 50.6\% = \text{約 } 68,000 \text{ 組}$ ・控除可能期間を入籍から 3 年間とすると $\text{約 } 68,000 \text{ 組} \times 3 = \text{約 } 204,000 \text{ 組}$ の夫婦が潜在的に②の控除対象となりうる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現行では、①及び②は、給与所得者の特定支出控除の対象とはならないが、これらに係る費用は比較的高額となるため、相互に遠方に居住する男女であっても、仕事を続けながら結婚したいと望む者について、これらの手当てをすることにより、その希望が叶えられるような環境が整備されることとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置 【結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】 直系尊属 (贈与者) が、子・孫等 (受贈者) 名義の金融機関の口座等に、結婚・妊娠・出産・育児に必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする (平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)。	

相当性	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>【結婚新生活支援事業費補助金】（平成 27 年度補正予算 10.9 億円） 新たに婚姻した低所得者世帯に対し、住居費・引越費用を支援する施策を新たに開始する地方公共団体の取組を支援。</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記予算措置は、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業を新たに開始した（又は既存の事業の上乗せを開始した）自治体を国が支援するものである。 上記予算措置に加え、税制による対応を行うことにより、より幅広く、仕事を続けながら結婚したいと望む者の希望が叶えられるような環境が整備されることとなる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>相互に遠方に居住する男女であっても、仕事を続けながら結婚したいと望む者について、その希望が叶えられるような環境が整備されることとなる。 平成 18 年版国民生活白書では、結婚に伴い離職した女性にその理由を尋ねたところ「結婚に伴う転居」を挙げた女性が 4 割いた。 そのため、本要望に係る措置を講ずることで、女性の継続就業率の向上にもつながると期待できる（第 14 回出生動向基本調査（夫婦調査）（2010）によれば、結婚前後の女子の継続就業率は 6 割程度）。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規